

JICA 海外協力隊

フィリピン国派遣予定者 各位

独立行政法人国際協力機構

青年海外協力隊事務局

フィリピン国査証申請用指定健康診断受診に関するお願い

フィリピン国に派遣予定の方は、査証を申請する際にフィリピン国政府指定の健康診断書の提出が求められます。以下の要領で所定の健康診断を受診し、診断書を提出してください。

可能な限り、訓練入所の前月に受診し、提出してください。

（※入所日の前月より前の受診は、退所後の査証申請時に健康診断書の有効期間（受診日から6ヶ月）が過ぎて失効してしまいます。本理由により失効した場合、再度の健康診断書発行にかかる費用は全て自己負担となります。早過ぎる受診はくれぐれも避けてください。）

また、医療機関によっては英文健康診断書の発行に対応していない場合がありますので、事前に必ずご自身で医療機関にご確認ください。

● 提出書類：**① 様式1「MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS」（以下「診断書」と記載）**

診断書上部には **3.8 cm × 3.8 cm** の写真を貼り、かつ受診医療機関に割印の押印を依頼してください。写真サイズの相違で申請不可の場合、健康診断書の再発行費用が自己負担となるだけでなく出発が遅れる可能性があります。記載漏れによる再発行等と併せ、くれぐれもご注意ください。

※次ページ【記入例1】【記入例2】を必ずご確認ください。

② 受診後に病院から受領する書類（以下1. から4. の結果等。X線撮影ディスクも含む。）

1. Pertinent medical history（既往歴）
2. Significant physical examination（医師の診察所見）
3. Chest X-ray report（胸部X線検査の所見）
X-ray film（胸部X線の画像データをCD-R、DVD-Rなどのメディアに格納して提出）
4. Laboratory examination reports（検査結果）
 - a. Blood serology（血液検査）
 - b. Urine（尿検査）
 - c. Stool（便検査）便潜血と寄生虫の2種類の検査結果が必要
 - d. Medical clearance against AIDS virus（エイズ陰性の証明）

● 受診可能な病院（重要です！）

以下のいずれかの医療機関で受診し、「診断書」（様式1）の下部空欄に①発行年月日、②受診医療機関（病院）名、③病院公印の3点について、必ず記入を依頼してください。（下図参照）

また、英文健康診断書の記載項目に記入漏れがないよう、ご注意ください。

・赤十字病院（推奨します。）

・国公立病院（「国公立●●病院」のみ。「国立●●センター」「国立●●大学附属病院」等は不可。）
対象外の病院で受診した場合、公証役場で自己負担で認証（アポステイーユ）する必要が生じ、費用は、交通費とは別に **20,000円程度** 要します。また、アポステイーユ可能な公証役場は限られていますのでご注意ください（東京、神奈川、大阪）。

【記入例1】（「診断書」(様式1)の上部）（写真（3.8 cm×3.8 cm（サイズ限定））は必ず貼付してください。）

右上 受診者の写真には病院の割印をお願いします。↓
4カ所全てに割印する必要はありません。

| | | | |
|--|-----------------------|------------------------------------|--|
| DFA FORM NO 11 Revised Under FSC 20-87 | | FOREIGN SERVICE OF THE PHILIPPINES | |
| MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS | | PHOTO 15 x 18 inches | |
| Place EMBASSY OF THE PHILIPPINES TOKYO | Date 受診日を記入 | | |
| At the request of the Philippine Consul TOKYO | | City TOKYO | |
| | Country JAPAN | | |

【記入例2】（「診断書」(様式1)の下部）

| | |
|---|--|
| <p>MEDICAL RECORDS</p> <p>1. Pertinent medical history 2. Significant physical examination 3. Chest X-ray report : (For ages 11 yrs. and above) Present X-ray film (14 x 17 inches) 4. Laboratory Examination : (Attach laboratory reports) a. Blood serology : (Ages 15 years and above) b. Urine : (Ages 1 year and above) c. Stool : (Ages 1 year and above) d. Other examination (s) if necessary Medical clearance against AIDS virus.</p> <p><input type="checkbox"/> Not physically and mentally defective or diseased</p> | |
| Examining Physician 診察した医師の名前とサイン | Address 病院の住所と電話番号 (ここに病院名が入っても構いません) |
| <p>※この余白部分に(右図参照)</p> <p>①発行年月日 ②受診医療機関(病院)名 ③病院の公印 を必ず記載してもらうこと。</p> | |
| <p>公印 { 病院公印</p> | <p>2018/●●/●● ←発行年月日 ***** MEDICAL CENTER ←医療機関名</p> |

●記入時の注意

外務省認証に際し、書類への追記や修正は不可となります（詳細は【資料】(医療機関用)「フィリピン国査証申請用指定検査について」を参照してください）。

※医療機関での修正に備え、白紙の健康診断書(様式1の写真付き)をもう1部用意し、受診時に「予備」として医療機関へ渡すことを推奨いたします。

●受診の際に持参するもの(【資料】はカラー印刷推奨)

- ・様式1「MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS」(要 写真貼付)
- ・【資料】(医療機関用)「フィリピン国査証申請用指定検査について」

●検査結果の取り扱いについて

診断書類一式は開封厳禁です。なお封入されていない場合は、ご自分で別封筒に入れて封をして送付してください。

また、封筒の表面に名前が書いていない場合は、お名前をご自分で、ローマ字で書いてください。

●健診費用の支払い/請求先(送付先は次ページ記載)

- ・医療機関での領収書発行の際、フィリピン指定検査料領収証貼付用紙(様式3)に記載の必要事項を必ず参照の上、発行を依頼してください。

- ・ 検査費用、診断書作成費用は各自で立て替えをお願いします。また、JICA 指定の検査費用とは別に領収書の発行を依頼してください。
- ・ 診断書類一式（開封厳禁）は、立替払い請求書（様式 2）、フィリピン指定検査料領収証貼付用紙（様式 3）（必要事項を記載し、A4 サイズの用紙に、重ならないよう領収書を貼付してください）、と共に JICA 海外協力隊合格者窓口までご送付ください。

●費用の振込みについて

健診費用は提出された請求書を確認の上、各自指定の口座へ振り込みます。フィリピンの査証用健診については、費用補助に上限はありません（実費を補助します）。

最後に、外務省、在京フィリピン大使館からの通知により、書類の規格等が急に変更される可能性があります。その場合、再度のお取り付け等をお願いする場合がありますが、JICA からの依頼については、費用は JICA が負担いたします。

<資料>

様式 1：「MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS」

様式 2：フィリピン指定検査料立替払い請求書

様式 3：フィリピン指定検査料領収証貼付用紙